○北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則(平成26年7月15日人事委員会規則22—0) 北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第 | 条 この規則は、職員の配偶者同行休業(北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例(平成26年北海道条例第83号。以下「条例」という。)第 | 条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由となる特別休暇)

第2条 条例第7条第2号に規定する人事委員会規則で定める特別休暇は、北海道職員の 勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13—42)第11条第1項第9号又 は第10号に定める場合における休暇及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規 則(北海道人事委員会規則13—43)第11条第1項第9号又は第10号(これらの規定を市 町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海 道人事委員会規則13—2)第2条において準用する場合を含む。)に定める場合におけ る休暇とする。

(号俸の調整をすることができる日)

- 第3条 条例第10条第 | 項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7—405)第32条第 | 項に規定する昇給日とする。 (雑則)
- 第4条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

(施行期日)

I この規則は、公布の日から施行する。

(規則の分類の一部改正)

2 規則の分類(北海道人事委員会規則 I — O)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)